

東久留米市特別職の報酬等の適正額について (答申)

1 はじめに

市政の運営に重要な役割を担う特別職の責務は、地方自治の比重が高まりつつある中で、いよいよ重さを加えている。しかも、少子高齢化社会の進向やバブル崩壊後の大きな経済変動をもたらす深刻な事態は、国際テロやイラク問題に象徴される不安定な国際情勢を背景に、いぜん、将来への不透明感や不安を助長しつつある。何より市民生活の安定と幸せを保障すべくその地位にある特別職は、こうした国内外の状況への的確な認識を持ち、激動の時代に処して誤ることのない施策の立案・執行を求められている。そして、その責任の真摯な自覚と、そこに立っての不断の努力、十全の職能の発揮とを何にも増して全市民は願ひ、期待している。

今般、標記について市長からの諮問を受けた当審議会は、このような認識・理解を大前提として率直・真剣な討議を重ねた。その結果としての本答申は、厳しい客観情勢の中でのギリギリの判断であり、全市民の声を代弁し得るものと考えている。敢えてそのことに言及しておきたい。

2 特別職の責務

報酬等の適正額を判断するに当たって、あらためて特別職の職責について確認しておく。

(1) 市長、助役、収入役

いわゆる「三役」として高度の識見と判断が求められるなど、その職責は極めて重い。

市長は、市政執行の最高責任者として、多様化した市民のニーズに応え、市民生活向上のため市政を公正に運営していくべき役割を負っている。加えて、市民の参画を得て協働の市政運営をはかろうとする時代の要請下では、その識見・人格とも、全市民の範たるべく、すぐれたリーダーとしての資質を具備していることが望まれる。

助役は、市長の権限に属する事務の補佐、長の職務の代理等をつとめる補佐機関として機能すると同時に、市民のニーズ、さまざまな声の仲介役をも担う良き助言者であることが求められる。

収入役は、市の会計事務を司り、公金の出納・保管を行なう等の職務権限を預かる責任者である。市の財政の逼迫している状況下では、特にその責務は重い。

(2) 議会・議員

地方公共団体としての議会は、当該地方公共団体の意志を決定する性格上、法令によって権能が保証され、また、その機能を発揮し実行することが義務づけられている。そして、これらの権限を具体的に行使し、公共団体としての意志を決定し、有効に現実化することが、その構成員としての議員の責務である。

議員には、議会の権能とは別に、議案を提出する権限ほか、種々の権限が与えられており、行政者としての市長以下の特別職と同じく重要な職責を負っている。

職務の形態こそ市長等常勤特別職、一般職の職員と異にしているが、その活動は議会開催中にとどまらない。高度に進化しつつある社会の中で、市民の代表として、市民生活の向上・安定に資すべくあらゆる面での活動が求められている。複雑多様な地域の要望に応え、市民全体の需要を満たすべく、言えば地球レベルでの理解・認識が望まれ、高度な専門的知識・能力を持ったの日常活動が期待されている。そうした職能への要請はいよいよよく、従ってまた、その責務を果たすに要する時間と労力は益々増大の傾向にある。

3 これまでの経緯

述べてきたような責務を担う特別職の報酬等については、当然のことながら、職責の増大等に見合った検討が、時宜に応じてなされなければならない。今回の市長の諮問は、きわめて厳しく困難な社会・経済状況下での適切な思量に基づくものと考え、当審議会はこれに応ずることとした。

東久留米市特別職の報酬等については、平成8年11月に設置された東久留米市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）で、「平成9年度は据え置き、平成10年度以降の改定とすべき」であるとの答申がなされ、続く平成10年6月設置の審議会において、「特別職の職責」「社会経済情勢」「本市の財政状況」「一般職職員の給与改定」「他自治体との均衡」等の視点から検討され、4.3%の引き上げが答申された。

この答申を受けて市は、平成10年9月議会に条例改正案を提案し、平成10年10月1日より施行した。具体的には、議員報酬で言うと、平成7年4月1日から改定された月額46万円を48万円とするものであった。

ところが当時の市議会は、新条例による改定にもかかわらず、「厳しい財政状況を踏まえ、市議会議員としての姿勢を明確にする」との理由で、議員提出議案により、答申前の報酬額とする特例条例を設け、報酬並びに期末手当の減額を平成11年より実施して、本年（平成15年）3月に及んだ。

ただ本年4月からは、選挙によって新しい議員を迎えることになった等の事情もあり、あらためて、特例条例が提議されなかったことで、自動的に平成10年に決定された条例が生きることになり、48万円が支給されている。

なお、市長、助役、収入役及び教育長についても期末手当の減額が実施されてきたが、これに替えて、新たな特例で、平成15年10月から平成17年12月までの間の給料のカットが決定され、実施されている。「財政危機宣言」を発せざるを得ない状況下での、市政を預かる最高責任者としての姿勢を示すものである。

4 多摩各市の状況

特別職の報酬額は、地方自治法にも規定されていない。法では、報酬は支給しなければならないとだけあり、その額は、市の財政状況等を踏まえ条例で定めるとしている。

各自治体では、適正な報酬額を検討するに当たっては、客観性・公平性等を担保するため、市民参加による審議会等において、当該市の産業構造、財政規模、人口、将来の行政課題・需要等の実情や、他自治体との均衡などを考慮し決定しているのが実状である。

本市の特別職報酬額の現状を、平成15年9月1日現在で、多摩26市と高額順に単純比較してみると、市長15位、助役13位、収入役14位、議長18位、副議長17位、議員18位となっている。

次に、産業構造、財政規模、人口等で同規模の類似団体4市（東久留米市、昭島市、小金井市、国分寺市）での比較では、市長3位、助役2位、収入役3位、議長3位、副議長3位、議員3位という状況で、特に議員報酬については4市平均に達していない。

5 審議会での議論

審議会では、以上述べてきたように、①特別職の職責・権能、種々の行政課題を抱える中での特別職の役割 ②これまでの経緯 ③近隣各市の状況 ④市の財政状況 等々を勘案し、それらを ⑤長期的な観点 をも含めて討議した。

以下、主な意見を列挙する。

〔長期的視点から〕

- ・議会（議員）には「安心して暮らせるまちづくり」への最大の尽力・貢献が期待される。
- ・少子高齢化社会で、行政への要望が多様化している。従って、議会のチェック機能、議員の専門知識や政策能力が要求される。名誉職的ではなく専門家（スペシャリスト）として機能することが求められる。
- ・専門的な職能をもつ議員として機能してもらうための条件・環境を整えることが、ひいてはまちの発展につながるという意味で重要である。そのために報酬は相応に高くなければならない。
- ・将来、小さな政府・議会（定数削減）を目指し、議員報酬の向上に反映させることも考えるべきである。

〔市の財政状況等の観点から〕

- ・市の厳しい財政状況から報酬額を引き上げるのは難しい。
- ・現在の報酬額は、過去の右肩上がり経済の中で改定されてきた。市の危機的な財政状況からすれば、市民感情をも考慮して、むしろ引き下げるべきである。
- ・人事院勧告を見ても引き上げる条件は見つからない。

〔その他の視点から〕

- ・議員の報酬は、市の部長職、課長職より低いので決して高いとは言えない。
- ・政務調査費を見ても26市中最低位であり、下げる要素はないので、少なくとも現状を維持すべきである。
- ・平成10年に引き上げの答申があったが、議員提出議案で自ら減額をしてきたので、前回の答申額（現条例額）で現状維持とすべきである。
- ・本市より更に厳しい財政状況の中で、本市より報酬の高い市もあるので、そうした他市との均衡も考慮すべきである。

6 結論（特別職報酬等の適正額について）

特別職の報酬等の額については、前述のごとく、法においてもどの程度のものにするかについては、拠るべき基準がないのが現状である。

当審議会では、事務局から提出された多くの資料に基づき、長期的な視点をも考慮しつつ議論し、次の諸点に集約したが、答申までの時間的制約から、結果的には、当面対処すべき、短期的な観点からの答申にとどまらざるを得なかった。

- (1) 厳しい財政状況にあつてこそ、積極的な活動により市民の付託に応えられるよう特別職の職務・職責にふさわしい報酬等の額とする。
- (2) 多摩各市、類似団体との均衡を考慮する。
- (3) 本市におけるこれまでの改定の経緯を考慮する。
- (4) 報酬以外の政務調査費等の額も他市との比較で総合的に判断する。
- (5) 市の一般職員の給与（職階別給料、退職手当等）を考慮する。
- (6) 審議会の設置の意義・在り方についても考慮する。

現下の社会経済情勢や本市の財政状況から判断すると「引き下げて市民感情に応えるべきである」「客観的な経済情勢を含め、引き上げる条件は見当たらない」との意見があった。

一方では、「長期的には市のためになる、各方面で専門性の高い議員が登場できるような条件・環境を整えていくこと（ひいてはまちの発展につながる）を考えるべきである」「その職責に照らすと低額である」との意見も多く述べられた。

これらの議論を踏まえ検討した結果、平成9年の審議会答申で据え置かれていること、前回平成10年に4.3%の条例改定を行ったが、特例条例で減額をし、事実上、平成10年の答申も本年3月まで据え置かれていたこと、その外、他市との均衡、特別職の職責等を総合的に判断し、現在（平成10年10月1日施行）の報酬等の額を維持することをもって妥当と判断した。

今回は、当面、短期的な視点から結論づけなければならなかったが、今後、執行機関と議決機関の在り方等からの検討や、将来における行政需要等多面的な角度から、長期的視野・視点に立って特別職の報酬額を議論していくことを望むものである。

以上

附帯意見

今、市政を取り巻く環境は、景気の低迷等により減少を続ける市税収入を受け、現在の行政サービスの質をどう維持していくのか、一方では、少子高齢化への対応、電子自治体・IT化の推進、情報公開等開かれた行政・協働のまちづくりの定着化、公助・共助・自助のすみわけによる小さな自治体への転換など、様々な課題を抱えている。

こうした課題に対処するためには、行政情報の公開・提供をさらに進め、市民が市政について関心をもち、実情を理解し、そして行政への参画意欲を高め、協同してまちづくりを進めていくことが必要なこととして望まれる。

しかし、行政が市民へ細部にわたり情報を発信するにはおのずと限界がある。そこで議員が、全市的視点から、地域市民のニーズを市政へ届け、実現して行くべく橋渡しをする役割を担い、又、多様化・高度化する行政に向けては、専門的知識に立った提言や、適正なチェック機能を発揮することが益々求められてくる。と同時に、そのためには、その職責に応じた報酬を保障し、このまちをよくして行こうとする議員が登場できるような、そして安心して議員活動に打ち込める条件・環境をつくっていかねばならない。

そこで、当審議会の権限を超える意見になるかと思われるが、いわゆる他の公的機関に出向く議員のチェック機能等について可能な限り再吟味すること、また、議会の機能・制度を改めて精査し、議員定数の削減など、小さな議会にすることによってその構成員である議員の報酬の向上をはかること、等について、各関係方面において検討されることが望まれるとの見解を付すものである。

<参考>

審議資料

- 資料－1 東久留米市特別職報酬等審議会委員名簿
- 資料－2 東久留米市特別職報酬等審議会条例
- 資料－3 特別職報酬等改定の推移
- 資料－4 多摩26市別特別職報酬等調べ
- 資料－5 多摩26市別特別職報酬額順位表
- 資料－6 多摩26市の特別職の諸手当
- 資料－7 特別職報酬等近隣市（4市）との比較表
- 資料－8 特別職報酬等類似団体（3市）との比較表
- 資料－9 特別職報酬等年間支給額（平成14年度）
- 資料－10 職員の職階別最高最低給与額（年間支給額）
- 資料－11 平成14年度多摩26市決算状況（その1）
- 資料－12 平成14年度多摩26市決算状況（その2）
- 資料－13 多摩市町村の職種別職員数（平成14年度）
- 資料－14 多摩市町村の人口・世帯数及び人口密度等の比較
- 資料－15 多摩26市の市議会活動状況
- 資料－16 東久留米市共通業務運用指針
- 資料－17 平成16年度経営方針
- 資料－18 特別職の報酬等の適正額について（答申）（平成10年8月17日）
- 資料－19 特別職報酬等特例条例設置市の調べ
- 資料－20 政務調査費等の調書（15年度予算）
- 資料－21 一部事務組合の調書
- 資料－22 職員の年齢別数（4／1現在）
- 資料－23 特別職報酬等特例条例設置市の調べ（年間収入）

審議会開催経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成15年10月24日	委嘱書交付、会長・副会長選出、諮問、資料説明、質疑
第2回	平成15年11月6日	質疑・審議
第3回	平成15年11月18日	質疑・答申案の審議
	平成15年11月26日	答申

東久留米市特別職報酬等審議会委員名簿

会 長	榎 本 隆 司
副 会 長	藤 野 和 子
委 員	有 本 隆
委 員	伊 東 俊 一
委 員	片 伯 部 淳
委 員	坂 本 信 太 郎
委 員	下 田 エ ミ コ
委 員	三 浦 重 造